

東京都自然公園条例施行規則（平成十四年東京都規則第百二十七号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第二十二條まで（現行のとおり） （特別地域内の行為の許可基準）</p> <p>第二十三條 条例第十二條第一項第一号に掲げる行為（仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）を含む。以下同じ。）の新築、改築又は増築に限る。）に係る同条第二項の規則で定める基準（以下この条において「許可基準」という。）は、次のとおりとする。ただし、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築（以下「既存建築物の改築等」という。）に係る許可基準は、第一号、第五号及び第六号に掲げる基準とする。</p> <p>一から六まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第二十二條まで（略） （特別地域内の行為の許可基準）</p> <p>第二十三條 条例第十二條第一項第一号に掲げる行為（仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）を含む。以下同じ。）の新築、改築又は増築に限る。）に係る同条第二項の規則で定める基準（以下この条において「許可基準」という。）は、次のとおりとする。ただし、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築（以下「既存建築物の改築等」という。）に係る許可基準、第一号、第五号及び第六号に掲げる基準とする。</p> <p>一から六まで（略）</p>

2 から 10 まで (現行のとおり)

11 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 野生動物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

12 条例第十二条第一項第一号に掲げる行為(太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。)に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号、第十項第七号並びに前項第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 第一項第二号から第四号までの規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

二 第四項第七号、第九号及び第十号並びに第十項第九号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

イ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。

2 から 10 まで (略)

11 (略)

一 (略)

二 野生動物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。

ハ 農林漁業に付随して行われるものであること。

三 自然草地等内において行われるものでないこと。ただし、前号ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

四 当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。

18 から 21 まで (現行のとおり)

第二十四条から第二十六条まで (現行のとおり)

(工作物の基準)

第二十七条 条例第十三条第一項第一号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 から九まで (現行のとおり)

十 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和  
千平方メートル

第二十八条から第六十五条まで (現行のとおり)

(使用料等の減免等)

第六十六条 幼稚園(特別支援学校の幼稚部及びこれに準ずるものを含む。)の園児、小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。以下同じ。)の児童又は中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及びこれらに準ずるものを含む。以下同じ。)の

19 から 26 まで (略)

第二十四条から第二十六条まで (略)

(工作物の基準)

第二十七条 条例第十三条第一項第一号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 から九まで (略)

第二十八条から第六十五条まで (略)

(使用料等の減免等)

第六十六条 幼稚園(特別支援学校の幼稚部及びこれに準ずるものを含む。)の園児、小学校(特別支援学校の小学部及びこれに準ずるものを含む。以下同じ。)の児童又は中学校(特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程及びこれらに準ずるものを含む。以下同じ。)の生徒が、正規の教課のため、教員に引率されて自然公園

生徒が、正規の教課のため、教員に引率されて自然公園施設を使用する場合において、これに付添いの写真師が、当該団体の記念撮影をする場合、知事は、条例第六十三条第一項の規定により、その写真撮影のための占用料の全部を免除することができる。

2 及び 3 (現行のとおり)

第六十七条から第六十九条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第四まで (現行のとおり)

別記第一号様式から第五十二号様式まで (現行のとおり)

施設を使用する場合において、これに付添いの写真師が、当該団体の記念撮影をする場合、知事は、条例第六十三条第一項の規定により、その写真撮影のための占用料の全部を免除することができる。

2 及び 3 (略)

第六十七条から第六十九条まで (略)

別表第一から別表第四まで (略)

別記第一号様式から第五十二号様式まで (略)